





を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかると、一年以内の期間で創立総会において定期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは、「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が當該役員」とする。

4 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事（第三十二条の六の仮理事を含む。）が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の義務及び損害賠償責任）

**第三十一条の二** 役員は、法令、法令に基づいてする行政手の処分、定款、保険約款及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帶して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

（役員の兼職禁止）

**第三十二条の三** 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならぬ。

（組合の業務の決定）

**第三十二条の二** 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数によつて決する。

（組合の代表）

**第三十二条の三** 理事は、組合の全ての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならぬ。

（理事の代理権の制限）

**第三十二条の四** 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

**第三十二条の五** 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

**第三十三条** 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

（監事の職務）

**第三十三条の二** 監事の職務は、次のとおりとする。

1 組合の財産の状況を監査すること。

2 理事の業務の執行の状況を監査すること。

3 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告すること。

4 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（総会の招集）

**第三十四条** 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

（第三十五条）組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法、農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録ができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（役員の解職の請求）

**第三十六条** 理事の職務を行つた者がないとき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をし

（仮理事）

理事が欠けた場合において、業

務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（理事の自己契約等の禁止）

組合が理事と契約するときは、監事

が、組合を代表する。組合と理事との訴訟につ

いても、同様とする。

（監事の職務）

監事の職務は、次のとおりとす

る。

（総会の招集）

ないときは、監事は、総会を招集しなければな

らない。

（組合員に対する通知又は催告）

組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に通知したときは、その場所に宛てればよ

い。

（組合員名簿）

（その者が別に通知又は催告を受ける場合は、組合員名簿に記載したその者の住所に通知したときは、その場所）に宛てればよ

い。

（その者が別に通知又は催告を受ける場合は、組合員名簿に

		(定款の変更)	
<b>第四十四条</b> 定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。		2 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
3 前項の認可については、第十六条の規定を準用する。		3 (保険約款の変更) 保険約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
4 前項の認可については、第十六条の規定を準用する。		4 (保険約款の変更) 保険約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
<b>第四十五条</b> 削除 (総代会)		3 農林水産大臣は、漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険(いずれも特約により特定事故(戦争、変乱その他の政令で定めるこれらに準ずるもの)によつて生じた事故(漁船船主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。)をいう。(以下同じ。)により支払われる保険金に係る部分(以下「特定特約部分」といいう。)に限る。)の保険料率についての保険約款の変更を命ぜることができる。	
4 前項の規定による保険約款変更の命令があつた場合には、第四十二条並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、保険約款変更の効力を生ずるものとする。		4 (延期又は続行の決議) (議事録) 第四十五条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条第一項の規定は、適用しない。	
<b>第四十六条</b> 削除 (総代会)		3 農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。	
<b>第四十七条</b> 削除 (総代会)		3 第一項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。	
2 総代は、組合員でなければならない。		2 総代の定数は、総組合員の四分の一以上でなければならない。ただし、総組合員が四百人を超える組合にあつては、百人以上であることをもつて足りる。	
3 総代は、組合員の四分の一以上でなければならない。ただし、総組合員が四百人を超える組合にあつては、百人以上であることをもつて足りる。		3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該理事の解職の可否を決しない。	
<b>第五十条</b> (解散事由)		4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該理事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。	
<b>第五十一条</b> (解散の決議)		5 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。ただし、定款で定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。	
<b>第五十二条</b> (合併の手続)		6 投票は、一人につき一票とする。	
<b>第五十三条</b> (財産目録及び貸借対照表の作成)		7 組合が第四項の規定により定款で総代の選舉についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合が組合員に対してする通知は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域にその区域の全部又は一部が含まれる市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。)ごとに定款で定める場所に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。	
<b>第五十四条</b> (退職手当)		8 前項の掲示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければならない。	
<b>第五十五条</b> (新設合併の手続)		9 総代については、第三十一条第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項並びに第四十条の規定を準用する。	
<b>第五十六条</b> (合併の手続)		10 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。	
<b>第五十七条</b> (合併による設立委員会の選任)		11 総代会は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができるとする。	
<b>第五十八条</b> (合併の手続)		12 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。	
<b>第五十九条</b> (合併の手続)		13 参事については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第十一條第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定を準用する。	
<b>第六十条</b> (合併の手續)		14 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、当該組合と組合員との間に成立している漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険(以下「漁船保険等」という。)の保険関係は、全て終了する。	
<b>第六十一条</b> (合併の手續)		15 前項の場合には、組合は、漁船保険等(満期保険を除く。)にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第一百三十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならぬ。	
<b>第六十二条</b> (合併の手續)		16 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十四条第一項の規定を準用する。	
<b>第六十三条</b> (合併の手續)		17 第一項の規定による設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十八条に規定する登記をすることによってその効力を生ずる。	
<b>第六十四条</b> (合併の手續)		18 (合併による権利義務の承継) 合併後存続する組合又は合併によって設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、	

行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

#### (清算中の組合の能力)

範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

#### (清算人)

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

#### (裁判所による清算人の選任)

第五十八条の二 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

#### (清算人の解任)

第五十八条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

#### (清算人の職務及び権限)

第五十八条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 1 現務の結了
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- 3 残余財産の引渡し
- 4 清算人の財産調査義務

第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

#### (債権の申出の催告等)

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

3 の申出の催告をしなければならない。

#### (期間経過後の債権の申出)

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

#### (清算中の組合についての破産手続の開始)

第五十九条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

#### (清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその債務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

#### (清算中の組合による解散の場合)

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

#### (残余財産の帰属)

第五十条 解散した組合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第六十二条の規定による農林水産大臣に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

#### (裁判所による清算の監督)

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

#### (清算役の選任)

2 前項の規定により清算役を選任した場合は、清算役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

#### (設立の登記)

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

#### (第六十一条の二)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

#### (第六十二条の二)

2 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

#### (第六十三条)

2 設立の登記においては、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

#### (第六十四条)

2 第十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を登記しなければならない。

#### (第六十五条)

2 事務所の所在場所

#### (第六十六条)

2 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

#### (変更の登記)

#### (第六十七条)

2 第二項各号に掲げた事項に変更が生じたときは、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

又は提供し、その承認を求めなければならぬ。い。(清算結了の届出)

#### (清算が結了したときは、清算人は、

その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十二条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

#### (不服申立ての制限)

第六十二条の三 清算人の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

#### (裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の四 裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

#### (第六十三条)

第六十二条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

#### (第六十四条)

2 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、「組合及び検査役」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

#### (第六十五条)

第六十二条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

#### (第六十六条)

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

#### (第六十七条)

2 前項の規定により清算役を選任した場合は、清算役を選任した場合について準用する。この場合において、「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

#### (第六十八条)

組合が合併をするときは、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によって、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

#### (第六十九条)

第六十二条の五 裁判所が合併によって設立する組合については変更の登記をし、合併によって設立する組合については設立の登記をしなければならない。

#### (第六十条)

第六十二条の五 裁判所が合併によって設立する組合については変更の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によって設立する組合については設立の登記をしなければならない。

#### (第六十一条)

第六十二条の五 裁判所が合併によって設立する組合については変更の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によって設立する組合については設立の登記をしなければならない。

に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

#### (職務執行停止等の仮処分等の登記)

第六十六条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

#### (参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事務所の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

#### (合併の登記)

第六十八条 組合が合併をするときは、第六十二条の五の認可があつた日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によって消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によって設立する組合については設立の登記をしなければならない。

#### (解散の登記)

第六十九条 第五十条第一項の規定により組合が解散したとき(同項第三号又は第四号の事由によつて解散したときを除く)は、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

#### (清算結了の登記)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十一条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十二条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十三条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十四条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十五条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十六条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十七条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (第七十八条)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十条の承認の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。



は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、附加保険料について、組合は、保険約款で定めるところにより、その全部又は一部を払い戻さないことができる。

#### (組合員等の通知義務)

**第九十六条** 組合員、被保険者又は漁船乗組船主保険の一一定の金額の支払を受けるべき者（以下「組合員等」という。）は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき事故が発生したとき、漁船船舶責任保険若しくは漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に伴つて事故が発生したとき、又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したときは、保険約款で定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

**第九十七条** 組合員又は被保険者は、保険約款で定めるところにより、保険に係る漁船の構造、設備、漁業の種類等（漁船積荷保険にあっては、当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等を含む。）につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

**2 保険に係る漁船の危険がその構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合又は当該漁船に積載した漁船積荷の危険がその管理方法等の重大な変更により著しく増加する場合には、組合は、組合員又は被保険者においては、組合員又は被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。**

#### (組合の経理)

**第九十八条** 組合は、保険に係る漁船又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等に関する調査をし、又は組合員若しくは被保険者に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

#### (組合の免責事由)

**第九十九条** 次の場合には、組合は、墳補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、その墳補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

一 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。

二 保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料（満期保険に

ついては、保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害を墳補する責任が始まる日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間をいう。以下同じ。）ごとの保険料）のうちその第二回以降の支払に係るもの）の支払を遅滞したとき。

**三 漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険にあっては、組合員又は被保険者が、保険に係る漁船若しくはその運航又は保険の目的たる漁船積荷につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。**

**四 組合員等が第九十六条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。**

**五 組合員又は被保険者が第九十七条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。**

**六 組合員又は被保険者が前条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。**

**第七十条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

#### (準備金の積立て)

**第一百零一条** 組合は、毎事業年度の終わりにおいて、毎事業年度の剩余金のうちから準備金を積み立てなければならぬ。

**第二節 漁船保険**

#### (保険の目的)

##### 第一款 通則

**第一百零二条** 組合の漁船保険事業等について、保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十一条、第二十八条並びに第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

**第一百零三条** 組合は、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百零四条** 組合は、保険に係る漁船が法令に基づく処分によって生じた事故については、損害を墳補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百零五条** 組合は、不特定の漁船保険事業等について、保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十一条、第二十八条並びに第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

**第一百零六条** 組合は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剩余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

**第一百零七条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百零八条** 組合の漁船保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。

**2 組合と組合員との間に漁船保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に**

**3 係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の漁船保険の保険の目的とすることができない。**

**4 前項の規定により漁具を漁船保険の保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは、「漁船（漁具を含む。）」と読み替えるものとする。**

**（被保険者の資格）**

**第一百零九条** 組合は、定款で定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

**2 前項の追徴金に関する制限は、農林水産省令で定める。**

**3 組合に支払うべき追徴金については、相殺をもつて組合に対抗することができない。**

**（超過保険）**

**第一百十条** 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

（保険金の削減）

**第一百四条** 組合は、第一百二条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、組合員又は被保険者が、保険に係る漁船若しくはその運航又は保険の目的たる漁船積荷につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。

**2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であつても、その支払うべき保険金の額は、政府から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。**

**（責任準備金の積立て）**

**第一百五条** 組合は、毎事業年度の終わりにおいて、農林水産省令で定めているところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

**2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であつても、その支払うべき保険金の額は、政府から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。**

**（責任準備金の積立て）**

**第一百六条** 組合は、毎事業年度の終わりにおいて、農林水産省令で定めているところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

**2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であつても、その支払うべき保険金の額は、政府から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。**

**（保険関係に関する権利義務の承継）**

**第一百七条** 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に關して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が正當な理由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

**2 前項の規定により保険関係に關する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この章及び第五章の規定の適用については、組合員とみなす。**

**（保険法の適用）**

**第一百八条** 組合の漁船保険事業等について、保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十一条、第二十八条並びに第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

**（保険の目的）**

**第一款 通則**

**第一百零九条** 組合は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剩余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

**第一百一十条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十一条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十二条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十三条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十四条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十五条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十六条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十七条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

**第一百一十八条** 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他の漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船舶責任保険にあっては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

額が当該漁船保険の目的たる漁船の価額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。ただし、当該漁船の価額について約定した一定の価額があるときは、この限りでない。

**（保険関係に関する権利義務の承継）**

**第一百一十九条** 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に關して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が正當な理由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

**2 前項の規定により保険関係に關する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この章及び第五章の規定の適用については、組合員とみなす。**

**（保険関係に関する権利義務の承継）**

**第一百二十条** 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

**（超過保険）**

**第一百二十一条** 漁船保険は、組合と組合員との間に漁



に係る台風その他の異常な天然現象に基づき算出される危険率であつて、農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう。」を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率（第百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という。）を普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

### （保険期間）

普通損害保険の保険期間は、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

前項の規定にかかわらず、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

### （組合の填補責任）

組合は、普通損害保険の保険の目的たる漁船につき、事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

### （危険の消滅）

組合員は、普通損害保険の保険の目的たる漁船につき、事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

### （保険法の準用）

組合の普通損害保険について

は、保険法第十条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

### 第三款 満期保険

#### （保険の目的）

満期保険の保険の目的たるべき

漁船は、保険期間の満了（以下「満期」とい

う。）の時において、進水後農林水産省令で定める期間を経過しない漁船とする。

#### （保険の目的たる漁船の価額）

（満期保険については、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額）

額をもつて保険期間中ににおける当該漁船の価額とみなす。

#### （保険料）

より支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の事故により支払うべき保険金に係る保険料（次条第二項ただし書の特約がある場合においては、当該満期特約部分の保険料を含む。）の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

#### （払戻金の支払）

下「積立保険料」という。）及び満期前の事故により支払うべき保険金に係る保険料（次条第二項ただし書の特約がある場合においては、当該満期特約部分の保険料を含む。）の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

#### （保険期間）

より支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の事故により支払うべき保険金に係る保険料（次条第二項

において準用する場合を含む。）又は第百十一条の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

#### （払戻金の支払）

組合員は、解除（第百七条により支払をした未払積立保険料を含む。）のうちの純保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。次項において同じ。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払戻金を請求することができる。

#### （保険関係に係る権利義務の承継）

組合員は、満期保険の目的たる漁船が満期前の事故により全損した場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として農林水産省令で定める割合を保険金額に相当する額の保険金を支払う。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

#### （保険期間）

前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### （保険期間）

満期保険の保険料は、政令で定めるところにより、保険料期間ごとに支払うものとする。

#### （組合の保険金支払義務）

組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、満期前における事故によつて生じた損害を填補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

#### （保険期間）

前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### （保険期間）

組合員は、いつでも（漁船の使用者に対する当該組合員が満期保険の保険関係に關して有する権利義務を承継すべき旨の申出をした場合は、時効によつて消滅する。

#### （時効）

組合員が満期保険の保険約款で定める期間の範囲内において組合の保険約款で定める期間とする。

#### （解除）

組合員は、いつでも、当該漁船の所有者に対する当該組合員が満期保険の保険関係に關して有する権利義務を承継すべき旨の申出をした場合は、時効によつて消滅する。

#### （第三節 漁船船主責任保険）

組合員が満期保険の保険約款で定める期間の範囲内において組合の保険約款で定める期間とする。

#### （被保険者たる資格）

いて準用する場合を含む。）又は第百十一条の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

#### （被保険者たる資格）

組合員は、解除（第百七条により支払をした未払積立保険料を含む。）の規定期定によりその者から当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）が当該漁船保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合でなければ、漁船船主責任保険の引受けをすることができない。

#### （被保険者たる資格）

組合員は、併せて第百十一条第一項の規定により准用する場合を含む。）又は第百十一条の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

#### （被保険者たる資格）

漁船の総トン数の区分に応じて農林水産大臣が定める金額を限度として、保険約款で定めるところにより、申込人が申し出た金額とする。  
**(漁船船主責任保険の純保険料率)**

**第二百一十八条の二** 漁船船主責任保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごと並びに基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船船主責任保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

**2 漁船船主責任保険** (第二百一十八条に規定する特定填補区分を除く。以下この項及び次項において同じ。) の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、農林水産大臣が定める期間における各年の当該填補区分に応じた漁船船主責任保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数その他の事項で漁船船主責任保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。)ごとに定める率(第二百三十九条第二項において「漁船船主責任保険純保険料率」という。)としなければならない。

**3 漁船船主責任保険の特定特約部分の保険料率**のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船主責任保険の特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

**4 漁船船主責任保険** (第二百一十八条に規定する特定填補区分に限る。以下この項において同じ。) の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船主責任保険に係る危険率を基礎として定めなければならない。

**第五節 漁船乗組船主責任保険**  
**(組合の填補責任)**  
**第一百一十九条** 組合は、漁船船主責任保険の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、当該損害を填補する責めを負わない。

#### 第六節 漁船乗組船主責任保険

**(被保険者のたる資格)**  
**第一百二十一条** 組合の漁船乗組船主責任保険に係る漁船の運航に係る漁船乗組船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものとする。

**(漁船乗組船主責任保険の引受けの制限)**  
**第一百二十三条** 組合は、漁船船主責任保険に係る漁船の乗組員であるものが併せて当該漁船に係る漁船乗組船主責任保険を申し込む場合又は当該組合との間に漁船船主責任保険の保険関係

して必要な事項は、農林水産省令で定める。  
**(保険関係の消滅)**

**第二百二十一条** 漁船船主責任保険の保険関係は、当該漁船乗組船主責任保険に係る漁船の運航に係る漁船乗組船主責任保険の目的的とする漁船乗組船主責任保険と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」と読み替えるものとす

が成立している者(第二百十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第二百七十二条の規定によりその者から当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者を含む。)が当該保険に係る漁船の乗組員であるものが当該漁船に係る漁船乗組船主責任保険を申し込む場合でなければ、漁船乗組船主責任保険の引受けをすることができない。

#### 第七節 漁船積荷保険

**(被保険者たる資格)**  
**第一百一十六条の二** 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

**(漁船積荷保険の純保険料率)**

**第二百二十四条** 漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船乗組船主保険に係る危険率を基礎として定め、当該組合の漁船乗組船主保険の支出しと再保険料の支出しとが長期的に均衡を保つよう定めなければならない。

**第二百二十五条** 組合は、漁船乗組船主保険に係る漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第三条第六項の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。ただし、特定事故については、特約がなければ、これにより一定の金額を支払う責めを負わない。

**第二百二十六条** 組合の漁船乗組船主保険についての五、第二百十三条规定の七並びに第二百二十条(第一項ただし書を除く。)並びに同法第九十五条第一項の規定を準用する。この場合において、第二百三十条第三項中「その組合員」とあるのは、「その組合員」として必要な事項は、農林水産省令で定める。

**第二百二十七条** 組合は、漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数その他の事項で漁船の運航に伴つて生じた損害の程度の区分をいう。)ごとに定める率(第二百三十九条第三項において「漁船積荷保険純保険料率」という。)としなければならない。

**第二百二十八条** 組合は、漁船積荷保険の目的たる漁船の運航と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利」である。この権利と読み替えるものとする。

**第二百二十九条** 組合の漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に係る漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものとす

る権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

#### 第五節 漁船積荷保険

**(被保険者たる資格)**  
**第一百一十六条の四** 組合は、漁船積荷保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船積荷保険に係る危険率を基礎として定め、当該組合の漁船積荷保険の支出しと再保険料の支出しとが长期的に均衡を保つよう定めなければならない。

**第二百二十六条の四** 組合は、漁船積荷保険の目的たる漁船積荷につき、事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

**第二百二十七条の四** 前項の規定により填補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

**第二百二十八条の五** 組合の間に当該漁船につき当該漁船保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする漁船保険の保険関係が成立したときは、この



十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船で当該政令で定めたる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるものの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険、満期保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の基本部分の純保険料のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

## 第二 総トン数二十トン未満の動力漁船

前条第四項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

### 第一百四十条 第百三十九条第一項から第三項まで及び前条第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支払うべき保険料の一部に充てたため、当該組合に交付する。

前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が政府に支払うべき保険料の全部又は一部に充て、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上することができる。

#### （漁業協同組合事務費交付金の補助）

政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、組合が第百三十三条第四項（第二十一条及び第二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。（組合事務費補助金）

### 第一百四十二条 政府は、漁船保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計（漁船保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ）

政府は、漁船保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計

から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

#### 第六章 雜則

##### （任意保険事業）

この実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行うことができる。

##### （任意保険の定義）

組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行なうことができる。

##### （任意保険事業を行う組合）

任意保険事業を行う組合についての規定は、同条第一項中「保険約款の作成又は変更」と読み替えるものとする。

##### （任意保険事業を行う組合）

この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害を填補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

##### （一 漁船による漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害）

から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害

##### （二 漁船の航行する水域においてスポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（政令で定めるものに限る。）の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき船舶を使用する者をいう。以下この章において同じ。）の当該船舶の運航に伴つて生じた次に掲げる損害）

イ 漁船その他の船舶又はその積荷の損害その他農林水産省令で定める損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害

ロ 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用（捜索又は救助を行う漁船その他の船舶の運航に伴つて生じたものに限りる。）で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害

##### （任意保険事業に係る保険約款）

組合が任意保険事業を行う場合には、任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

##### （任意保険事業の細目に関する事項）

任意保険事業の保険金額に関する事項

##### （任意保険事業の保険料率に関する事項）

任意保険事業の保険料率に関する事項

##### （任意保険事業の実施の方法に関する事項）

任意保険事業の実施の方法に関する事項

##### （組合の填補責任）

組合は、任意保険に係る第百四十三条の三各号に掲げる損害を填補する。

##### （組合の免責事由）

次の場合には、組合は、任意保険に係る損害を填補すべき損害の額の全部又は一部につき、その填補すべき責めを免れることができる。

##### （事故が、法令に違反して、第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては、當該保険に係る漁船以外の船舶、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては、當該保険契約者が、正当な理由がないときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険事業に係る保険約款については、第十四条の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「保険約款の変更」とあるのは、「任意保険事業に係る保険約款の作成又は変更」と読み替えるものとする。

に保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては、當該保険に係る漁船以外の船舶若しくはその運航又は當該保険の目的たる漁獲物及びその製品（同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶若しくはその運航につき、通常行うべき管理その他の損害の防止又は軽減を怠つたとき。

四 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十六条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

五 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

六 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

七 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

八 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

九 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十一 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十二 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十三 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十四 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十五 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十六 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十七 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十八 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

十九 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十一 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十二 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十三 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十四 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十五 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十六 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十七 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十八 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

二十九 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十一 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十二 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十三 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十四 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

三十五 保険契約者は被保険者が、第百四十三条の九第一項において准用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

条、第十一條、第二十二條、第二十五條、第二十八條、第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条の規定を準用する。

（事務の区分）

**第一百四十三条の十二** この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則）

**第一百四十四条** 第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十五条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第二百四十五条** 組合の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合の業務に関する前項の違反行為をしたときは、行為者の罰金に加え、その組合に対する同項の刑を科する。

**第二百四十五条** 次の場合には、組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

**第二百四十六条** 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

**第二百四十七条** 第百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。」の規定に違反したとき。

**第二百四十八条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百四十九条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十二条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十三条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十四条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十五条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十六条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十七条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十八条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百五十九条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十二条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十三条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十四条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十五条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十六条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十七条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十八条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百六十九条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十一条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十二条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十三条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十四条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十五条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十六条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

**第二百七十七条** 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

十 第五十九条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十九条の二第一項又は第五十九条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十九条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十三 第百二条（第一百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 法令又は定款に違反して保険金の額を削減し、又は剩余金を処分したとき。

十五 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

十六 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

十七 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

十八 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

十九 第五百五条又は第六十条（これらの規定を削減し、又は剩余金を処分したとき。）の規定に違反したとき。

二十 第五十九条の二第一項の規定による公示があつたものとみなす。

二条の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。

（附則）（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ不服申立てをすることができる。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることはできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律による改正前の規定により訴願等をすることはできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

8 この法律による改正前の規定により訴願等をすることはできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（附則）（昭和三八年七月九日法律第一二六号）抄

1 この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

2 この法律の施行の際現に成立している保険關係及び再保険關係については、なお從前の例に

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百三十二条の改正規定、第百三十七条の次に一条を加える改正規定及び第百四十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に満期保険に付されている漁船（以下「施行時付保漁船」という。）に係るこの法律の施行の日を含む保険料期間（改正後の漁船損害賠償法第百十三条の十一第一二項の保険料期間をいう。以下同じ。）について

3 この法律の施行の際現に満期保険の保険料率のうち損害保険料（同条第一項の損害保険料をいう。）中の純保険料に対応する部分の率については、なお從前の例による。

4 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

5 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

6 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

7 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

8 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

9 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

10 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

11 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

12 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

13 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

14 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

15 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

16 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

17 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

18 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

19 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

20 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

21 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

22 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

23 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

24 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

25 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

26 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

27 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

28 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

29 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

30 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

31 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

32 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

33 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

34 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

35 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

36 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

37 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

38 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

39 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

40 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

41 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

42 施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

**附 則（昭和五三年五月一三日法律第五**

（施行期日等）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に、改正前の森林官営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審査会、農業共済再保險審査会、漁船再保険審査会又は漁業共済保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の農林省設置法若しくは同法に基づく命令又は改正後の森林官営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により農林漁業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

**附 則（昭和五三年七月五日法律第八七**

（施行期日）号抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五六年五月一日法律第三一**

（施行期日）号抄

この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**（漁船船主責任保険臨時措置法の失効）**

第一条 漁船船主責任保険臨時措置法（昭和五十年法律第四十五号。以下「臨時措置法」といいう。）は、昭和五十六年九月三十日限り、その効力を失う。

**（漁船船主責任保険臨時措置法の失効に伴う経過措置）**

第二条 この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（漁船船主責任保険臨時措置法の失効に伴う経過措置）

第三条 臨時措置法の失効の際現に存する臨時措置法に基づく漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険の保険契約並びにこれらの保険契約に係る保険事業、再保険契約及び再保険事業については、臨時措置法の失効後も、なお従前の例によると。

（漁船船主責任保険再保険事業の規定により漁船船主保険再保険事業に係る経理についての特別の勘定が設けられたときは、それぞれ、当該特別の勘定に帰属するものとする。）

3 漁船保険中央会は、前項の規定により同項に規定する権利義務が特別の勘定に帰属したときは、第一項の規定にかかるわらず、失効前の臨時措置法の規定に基づく漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利義務が帰属した特別の勘定において整理しなければならない。

（引受けの制限に関する経過措置）  
第四条 漁船保険組合は、この法律の施行の日から一年間は、臨時措置法の失効の際に失効前の他の臨時措置法第十二条の規定により締結されている漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険契約に係る漁船（改正後の第三条第三項の普通保険の保険関係が成立しているものを除く。）につき当該保険契約の保険契約者である者から、当該保険契約の失効前に、改正後の同条第五項の漁船船主責任保険又は同条第六項の漁船乗組船主保険の申込みがあつたときは、改正後の第百一十五条第一項又は第一百二十三条の規定にかかわらず、当該漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険を引き受けることができる。

（罰則に関する経過措置）  
第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第六条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第七条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第八条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第九条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第十条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第十一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第十二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続に相当する手続に相当する手続に相当する手続による。ただし、当該申出があつたときは、当該申出があつた日を含む保険料期間の次の保険料期間から、同項及び第一百三十八条の十五第二項の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）  
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する手続に相当する手続に相当する手続に相当する手続による。ただし、当該申出があつたときは、当該申出があつた日を含む保険料期間の次の保険料期間から、同項及び第一百三十八条の十五第二項の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）  
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益处分に係るもの）を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）  
第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十二条の二から第四項まで、第百五十二条の三から第五項まで、第百五十二条の四から第六項まで、第百五十二条の五及び第百五十二条の六の規定に係る部分、第二条中百五十二条の七の規定に係る部分、第三条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十一条の二、第百十三三条の二、第百十三三条の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三三条の五の規定に係る部分並びに附則第八条から第十二条までの規定、公布の日から起算して三十三条の二、第百十三三条の三、第百十三三条の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三三条の五の規定に係る部分並びに附則第八条から第十二条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 失効前の臨時措置法第十七条の規定により区分して経理された漁船保険中央会の漁船積荷保険に係る再保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利義務が帰属した特別の勘定において整理しなければならない。

（新法）  
附則第六項の規定により漁船積荷保険補完再保險事業に係る経理についての特別の勘定が設けられたときは、当該特別の勘定に帰属するものとする。





号新漁損法」という。) 第十八条第一項第三号の規定にかかるわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の日において同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一号新漁損法第八十六条第一項の規定は、この法律の施行の時までは、適用しない。

2 前項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の時までに、保険金の支払に充てることのできる資産の額が第一号新漁損法第十八条第一項第三号の政令で定める額以上となるよう、必要な措置を講じなければならぬ。

第三条 前条第一項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が第二条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下「新漁損法」という。)第十六条第一項第三号の政令で定める額に満たないときは、新漁損法第五十条第一項及び第四項の規定にかかるず、この法律の施行の時において解散する。

2 前項の規定により組合が解散したときは、その清算人は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(中央会の解散)

第四条 漁船保険中央会(以下この条及び次条において「中央会」という。)は、この法律の施行の時において解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法(以下「旧漁損法」という。)第百三十八条规定による解散の命令によって解散した中央会の解散及び清算の例による。

2 前項の規定により解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

3 農林水産大臣が前項の規定による申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、第一項の規定による中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継する。この場合においては、同項後段の規定並びに他の法令中解散及び清算の規定は、適用しない。

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合における中央会の解散の登記については、政令で定める。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)

第五条 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務を承継した組合(次項及び第五項において「承継組合」という。)は、同条第一項の規定による中央会の解散の日の前日を含む事業年度に係る旧漁損法第百三十七条の七の規定による事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、従前の例により行うものとする。

4 承継組合は、前項第三項の規定により中央会から承継した権利及び義務の処理に関する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

5 承継組合は、前項に規定する業務を終えたときは、同項に規定する特別の会計を廃止するものとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及

び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(附則)(平成三十一年五月二十五日法律第二百六十二条の二、二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。ただし、三百六十二条の二、三百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 施行日前に成立した前条の規定による改正前の漁船損害等補償法に基づく漁船保険、漁船及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)中「漁船保険中央会」とあるのは、「承継組合(漁業経営事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第二号中「漁船保険中央会」とあるのは、「承継組合」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法(同号及び同項を除く。)の規定中「中央会」とあるのは、「承継組合」とする。)

第三条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(平成二十八年法律第三十九号)及び第三項並びに附則第十四条において「旧給与保険法」という。)に基づく漁船乗組員給与保険についての会計に係る経理に設けられた漁船船主責任保険事業に係る経理に該当する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険及び任意保険(以下この項において「旧漁船保険等」という。)の保険関係並びに同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧普通保険等の保険関係及び当該再保険関係に係る事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

第四条 この法律(附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の規定に基づく漁船乗組員給与保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第一二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」)

品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第百二条の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十二条中「投資信託及び投資法人に関する法律」第七十七条の規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十五条第三項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四条中「信用金庫法」第八十五条の改正規定（第二十七条规定まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分を除く。）に改める部分を除く。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中「労働金庫法」第八十九条の改正規定（第二十七条规定まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十二条规定第一項に改める部分に限る第五号」に改める部分を除く。）に改める部分を除く。）、第三十五条第四項の規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）に改める部分を除く。）に改める部分を除く。）、第三十五条第四項の規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）に改める部分を除く。）に改める部分を除く。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中「保険業法」第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十五条中「資産の流動化に関する法律」第一百八十三条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十六条第九項の規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十五条中「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第七十八条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）に改める部分に限る第五号」を「第十九条の三まで」に改める部分を除く。）、第五十七条第三項の規定（第六十七条中「宗教法人法」第六十五条の改正規定（第六条の二中「商業登記法」であるのは「宗教法人法」（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十五条において準用する「商業登記法」）と、第六条の二中「商業登記法」であるのは「宗教法人法」第六十五条において準用する「商業登記法」

第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法（二）とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条において準用する商業登記法（二）と、商業登記法（二）とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条において準用する商業登記法（二）と、商業登記法（二）とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加えて準用する商業登記法（二）と、商業登記法（二）とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法（二）とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法（二）とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（二）と、商業登記法（二）とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。」、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第一百三条第三項の規定、第一百七条中投資事業組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の三第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第十九条の三、第二十二条の規定、第一百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の三第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第百十二条の規定 公布の日から起算して一年三百を超えない範囲内において政令で定める日

に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「第二十一条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」）とあるのは、「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）」第七条において準用する商業登記法第一百七十七条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百七十七条において準用する商業登記法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九条と」を加える部分を除く。）、同法第四十六条第一項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十五条の改正規定並びに同法第六十五条の改正規定（「第四十八条の人」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る）、同法第四十六条第一項から第七十六条まで及び第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三号及び第四号を除く。）、第三百二十二条中「規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定、同法第二百九十八条（第一項第三号及び第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六项第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中に改め、「どあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これら」の規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第

三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。) 中「株主」とあるのは「総代」と「株主」とあるのは「各号を除く。」及び第四項中「(第三号及び第四号を除く。) 中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、次項本文及び次項から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百三十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百一十二条第一項中「議決権行使書面」」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条)」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(、「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第百四十八条まで(に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四百五号」第六十七条において準用する商業登記法」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」第六百四十五条」と、同法第一百四十八条(、「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六と、同法第二百十六条の改正規定(、「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百一十六条の改正規定(、「第二十

